２０２６年度実施・２０２７年度採用

# 明石市職員採用試験案内

# 臨時用務員（学校）

| | | |
|---|---|---|
| 試 験 日 | 適性検査 | ２０２６年１２月１９日（土）または２０日（日）<br>※　１２月１９日（土）を予定していますが、応募人数により１２月２０日（日）も試験日とします。<br>応募人数によっては、適性検査と個別面接が別日になる場合があります。（受験日の希望はできません。）<br>※　臨時用務員（幼稚園・保育所）との同時申込はできません。 |
| | 個別面接 | |
| 試験会場 | 明石市役所 | |
| 受付期間 | ２０２６年１０月１９日（月）～２０２６年１１月１８日（水） | |

## １　募集内容

| 職種 | 採用予定人数 | 職務内容 | 勤務場所 | 受験資格 |
|---|---|---|---|---|
| 臨時用務員（学校） | １７名程度 | 学校管理業務（清掃業務、樹木・草花の手入れ、電話応対、来客への湯茶等の応対、書類や備品の整理・整頓、施設の簡易な修理、市役所と学校の相互定期連絡業務、印刷業務　など） | ・小学校<br>・中学校<br>・高校<br>・養護学校 | ・１９６２年（昭和３７年）４月２日以後に生まれた人 |

※　外国人の受験資格については、永住許可を受けている人に限ります。

## ２　任用期間等

| | |
|---|---|
| 身分 | 会計年度任用職員（地方公務員法第２２条の２第１項第２号） |
| 任用期間 | ２０２７年４月１日から２０３０年３月３１日まで<br>（最長３年間）<br>※　１年ごとの勤務成績によって再度の任用を行います。<br>※　任期中に６５歳に達する場合は、６５歳となる年度末までを任用期限とします。 |
| 条件付採用 | 採用後１か月間は、地方公務員法第２２条の規定に基づき条件付採用とし、その間、職務を良好な成績で遂行したときに正式採用とします。なお、再度の任用の都度、同様の取扱いとなります。 |
| 任用期間の満了後に引き続き勤務を希望する場合 | 任用期間の最終年度に再度試験を受験し、合格した場合は引き続き勤務することが可能です。 |

## ３　試験合格から採用まで

合格基準を満たした人を、採用候補者名簿（有効期限：２０２８年３月３１日まで）に成績上位順に登載し、上位の人から順次採用します。

**採用予定者は、２０２７年１月１９日（火）に健康診断**を行い、勤務に支障がないと認めたときは、採用します。

**また、こども性暴力防止法の施行を踏まえ、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。特定性犯罪の前科を有することが判明した場合は、採用を取り消しますので、あらかじめ御了承ください。**

なお、職員の退職など、年度途中に欠員が生じた場合には、４月１日以降、採用候補者名簿の成績上位者から順次、健康診断を行い、勤務に支障がないと認めたときは、採用します。

ただし、採用候補者名簿に登載されても、採用されない場合があります。

## 4　試験内容等

| 試験日 | 内　　容 | 場所 |
|---|---|---|
| ２０２６年１２月１９日（土）<br>または２０日（日） | 適性検査（言語・計算・読図・読解等） | 明石市役所 |
| | 個別面接 | |

※　１２月１９日（土）を予定していますが、応募人数により１２月２０日（日）も試験日とします。なお、応募人数によっては、適性検査と個別面接が別日（両日が試験日）になる場合があります。（受験日の希望はできません。）

※　集合時刻等、試験日の詳細については、申込期間終了後に郵送でお知らせします。

## 5　試験結果発表

| 発表時期 | 発　表　方　法 |
|---|---|
| １月上旬 | 受験者全員に文書で通知します。また、採用候補者名簿登載者の受験番号を明石市教育委員会のホームページに掲載します。 |

## 6　勤務条件、給与等

### （１）　給与

| | |
|---|---|
| 基本給：月額（給料月額＋地域手当） | ２１２，６５２円（年収約３５４万円） |

※　上記の月額及び年収は２０２６年４月１日現在のものであり、給与改定等を受けて変更されることがあります。

※　年収は、年２回の賞与が満額割支給された場合の金額です。採用初年度は、在職期間が短いため、期末勤勉手当の支給割合が下がりますので、年収は約３１９万円となります。

①　上記の他、時間外・休日勤務手当、通勤手当等を、条例等に基づき支給します。
②　フルタイムの会計年度任用職員として継続して６月を超えて勤務したときは、退職手当が支給されます。なお、退職手当の支給対象となった場合、雇用保険の被保険者資格を喪失します。
③　１年ごとの再度の任用時に昇給します（上限あり）。

### （２）　勤務時間、休暇等

| | |
|---|---|
| 勤務時間 | 週３８時間４５分（１日７時間４５分×５日）<br>午前８時００分から午後４時３０分まで（うち休憩時間４５分） |
| 週休日等 | 土曜日及び日曜日、休日（祝日、１２月２９日から１月３日まで） |
| 休　　暇 | 年次有給休暇２０日、夏季休暇、忌引休暇、産前・産後休暇等 |
| 福利厚生 | 健康診断（年１回）、職員互助会（任意加入） |

### （３）　健康保険等

共済組合短期給付等（健康保険相当）、厚生年金保険、雇用保険に加入します。任用２年目からは、厚生年金保険から共済組合長期給付に変更となります。なお、雇用保険は退職手当の支給対象となるまでの加入です。

## ７　申込手続

| | |
|---|---|
| 申込方法 | パソコンやスマートフォンなどで、明石市教育委員会のホームページの「採用・募集情報」から応募してください。<br><br>※申込はＷｅｂのみとなります。持参、郵送での受付はできません。 |
| | URL(インターネット)<br>https://logoform.jp/f/9jPo4 |
| | URL(LGWAN)<br>https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/f/9jPo4 |
| 申込期間 | **２０２６年１０月１９日（月）から２０２６年１１月１８日（水）まで**<br>いかなる理由でも、受付期間を過ぎてのエントリーはできませんので、ご注意ください。<br>原則、１回のみの申込となります。誤って回答した場合は、下記へご連絡ください。 |

※　外国籍の人は、上記のほかに特別永住者証明書もしくは在留カード、または在留資格が記載されている住民票の写しを提出してください。

## ＜申込み・問合せ先＞

〒６７３－８６８６
明石市中崎１丁目５番１号
明石市教育委員会事務局
教育企画室総務担当（人事給与）
直通電話：０７８－９１８－５０５６